

年　月　日

武雄市長　様

団体名 _____

所在地 _____

代表者氏名 _____

※法人格のない団体の代表者が自署する場合は押印不要
(代表者が自署しない場合及び法人の場合は押印が必要)

武雄市市民活動団体登録申請書

武雄市市民活動団体登録要綱の規定により、関係書類を添えて登録を申請します。

記載方法 … ★印は必須項目です。必ず記載してください。

情報により公開・非公開を選択してください。すでに☑がある情報は変更できません。

登録情報		公開	非公開
★ ふりがな		<input checked="" type="checkbox"/>	—
★ 団体名		<input checked="" type="checkbox"/>	—
★ 代表者氏名		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
★ 所在地及び連絡先	担当者氏名	—	<input checked="" type="checkbox"/>
	★所在地 ※団体への郵便物送付先としてのみ使用 (〒　　—　　)	—	<input checked="" type="checkbox"/>
	武雄市　　町大字		
	★電話番号※1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	FAX※1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	★メールアドレス※1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※1 入会希望者が連絡できるように、電話番号・FAX・メールアドレスのうちどれか1つは必ず公開としてください。

(H Pなど)	□ホームページ	□Facebook	□Instagram	□その他()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	URL :				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
★ 設立の時期	年　月　日				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	あてはまる順に、3つまで順位を記入してください。					
★ 活動分野 (公開情報) ※詳細は、別紙 「市民活動分野一覧表」を 参照	保健・医療・福祉		社会教育		まちづくり	
	観光振興		農山漁村・中山間		文化・芸術・スポーツ	
	環境保全		災害救援		地域安全	
	人権・平和		国際協力		男女共同参画	
	子ども		情報化社会		科学技術の振興	
	経済活動の活性化		職業能力・雇用機会		消費者の保護	
	市民活動団体の支援					

※下記項目はすべて公開情報となります。

登録情報	
★ 団体の目的 (100字以内)	
★ 具体的な活動内容 (100字以内)	
★ 会費等	有 (円／年・月) ・ 無 入会金 (円)
会員の募集	随時募集 ・ 定期的に募集 ()
入会の条件	特になし ・ ()
★ 活動日	
★ 活動場所	
活動エリア	
★ 会員数	人
★ 団体P R (100字以内)	

※申請書を提出する際は、規約又は会則を添えて提出してください。

※この登録は、市の公証を与えるものではありません。

《市記入欄》

受付日	年 月 日		決裁年月日	年 月 日		
受付番号	決 裁 欄			入力	確 認	HP 公開
	課長	係長	係員			
<input type="checkbox"/> 登録	<input type="checkbox"/> 登録不可(理由 :)					

(別紙) 市民活動分野一覧表

番号	活動分野	略称
1	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	保健・医療・福祉
2	社会教育の推進を図る活動	社会教育
3	まちづくりの推進を図る活動	まちづくり
4	観光の振興を図る活動	観光振興
5	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	農山漁村・中山間
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	文化・芸術・スポーツ
7	環境の保全を図る活動	環境保全
8	災害救援活動	災害救援
9	地域安全活動	地域安全
10	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	人権・平和
11	国際協力の活動	国際協力
12	男女共同参画社会の形成の推進を図る活動	男女共同参画
13	子どもの健全育成を図る活動	子ども
14	情報化社会の発展を図る活動	情報化社会
15	科学技術の振興を図る活動	科学技術の振興
16	経済活動の活性化を図る活動	経済活動の活性化
17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	職業能力・雇用機会
18	消費者の保護を図る活動	消費者の保護
19	1～18の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	市民活動団体の支援

※分類項目は、特定非営利活動促進法第2条の分類を準用しています。